佐賀県民スポーツ大会選手等強化補助金交付要綱

(趣旨)

第１条　この要綱は、佐賀県民スポーツ大会(以下「大会」という。)に出場する唐津市の選手チームが大会において優秀な成績を挙げるため行う強化活動並びに大会競技種目でない競技種目の選手チームが主体的に行う強化活動に対し必要な経費を、公益財団法人唐津市スポーツ協会(以下「本協会」という。)が補助することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第２条　補助金の交付対象者は、次に掲げるものとする。

(1) 大会に出場する唐津市代表の選手チーム又はその属する競技団体

(2) 大会競技種目でない競技種目の選手チーム又はその属する競技団体

(補助対象及び補助金)

第３条　補助対象は、選手チームが大会出場のため強化活動として行う強化練習、スポーツ知識や技能の習得及びスポーツ用品の調達等に要する費用とし、その対象経費は次のとおりとする。

　(1) 強化練習等のための保険料

　(2) 講師等謝金

(3) 遠征試合に要する経費

(4) 用具等の借損料

(5) 消耗品等購入費

(6) その他、強化練習に要する経費

２　補助金は、予算の範囲内で交付する。ただし、実績報告において補助対象経費の決算額が補助金額に達しない場合は、その決算額以内の額とする。

(補助金の交付申請)

第４条　補助金の交付を受けようとする補助事業者は、補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、本協会会長(以下「会長」という。)に提出しなければならない。

　(1) 強化練習等計画書

(2) 予算書

(3) 前２号に掲げるもののほか、会長が必要と認めるもの

(補助金交付決定)

第５条　会長は、前条に規定する補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付決定を行い申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第６条　この補助金は、概算払いで交付することができる。

(交付決定の取消し)

第７条　会長は、次の各号の一に該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

　(1) 補助金を事業計画以外の用途に使用したとき

　(2) その他補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

２ 前項の規定は、既に補助金が交付され額の決定があった後においても適用するものとし、既に交付している補助金があるときは、当該取消しに係る部分に関し、その補助金の返還を命ずるものとする。

(帳簿等の保管)

第８条　補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業に要する経

　費について、その収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理の状況を明確にし、関係書類とと

もに補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から５年間保管しておかなければならない。

(実績報告)

第９条　補助事業者は、補助事業が完了したときは、３０日以内に次に掲げる実績報告書を会長に提出しなければならない。補助金の交付の決定に係る本協会の会計年度が終了した場合も、同様とする。

(1) 事業実施報告書

(2) 決算書又は決算見込書

(3) 前２号に掲げるもののほか、会長が必要と認めるもの

(補助金の額の確定)

第10条　会長は、前条に規定する実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し補助金の目的に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し補助事業者に通知するものとする。

(その他)

第11条　この交付要綱に定めのない事項については、唐津市補助金等交付規則(平成17年規則第42号)の例による。

附　則

　この要綱は、平成２４年度の補助金から適用する。

附　則

この要綱は、平成２９年６月７日から施行し、平成２９年度に行う補助対象事業から適用する。

附　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。